

モータースポーツ専門部会規定 改正

＜新旧対照表＞

※下線部分：変更箇所

改正後	現行規定
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 専門部会の設置</p> <p>前条の目的のため、下記の専門部会を置く。</p> <p>1. 登録部会 2. 安全部会 3. メディカル部会 4. 技術部会 5. マニュファクチャラーズ部会 6. レース部会 7. ラリー部会 8. スピード競技ターマック部会 9. スピード競技ダート部会</p> <p><u>10. カート部会</u> <u>11. e スポーツ部会</u></p> <p>第3条 任務</p> <p>専門部会は、それぞれの専門部会ごとに掲げる下記事項につき、J A F会長の諮問に応じて意見を具申することを任務とする。</p> <p>1. ~ 9. (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 専門部会の設置</p> <p>前条の目的のため、下記の専門部会を置く。</p> <p>1. 登録部会 2. 安全部会 3. メディカル部会 4. 技術部会 5. マニュファクチャラーズ部会 6. レース部会 7. ラリー部会 8. スピード競技ターマック部会 9. スピード競技ダート部会</p> <p><u>10. 電気・ソーラーカー部会</u> <u>11. カート部会</u> <u>12. デジタルモータースポーツ部会</u></p> <p>第3条 任務</p> <p>専門部会は、それぞれの専門部会ごとに掲げる下記事項につき、J A F会長の諮問に応じて意見を具申することを任務とする。</p> <p>1. ~ 9. (略)</p> <p><u>10. 電気・ソーラーカー部会</u></p> <p><u>電気・ソーラーカー競技に関する下記事項</u></p> <p>1) <u>調査および研究 (競技車両に関するものを含む。)</u> 2) <u>諸規則の立案および統一解釈 (競技車両に関するものを含む。)</u> 3) <u>国際競技会、および選手権競技</u></p>

<p><u>10. (略)</u></p> <p><u>11. eスポーツ部会</u> <u>eスポーツに関する下記事項</u></p> <p>1) 調査および研究（<u>競技ライセンス</u>に関するものを含む。） 2) デバイスおよびその付帯機器、設備に関する調査、研究 3) 競技会およびイベントに関する事項 4) 諸規則の立案および統一解釈 5) 上記に関する事項</p>	<p><u>会の組織許可申請の審査</u> <u>4) 競技会のスポーツカレンダー登録申請の審査</u> <u>5) 上記に関する事項</u></p> <p><u>11. (略)</u></p> <p><u>12. デジタルモータースポーツ部会</u> <u>デジタルモータースポーツに関する下記事項</u></p> <p>1) 調査および研究（<u>デジタルライセンス</u>に関するものを含む。） 2) デバイスおよびその付帯機器、設備に関する調査、研究 3) 競技会およびイベントに関する事項 4) 諸規則の立案および統一解釈 5) 上記に関する事項</p>
--	--

第4条 構成

1. 専門部会の委員の定員は、下記の通りとし、それぞれの専門部会に部会長および2名以内の副部会長を置く。

登録部会：9名以内
安全部会：7名以内
メディカル部会：7名以内
技術部会：9名以内
マニュファクチャラーズ部会：11名以内
レース部会：11名以内
ラリー部会：9名以内
スピード競技ターマック部会：9名以内
スピード競技ダート部会：9名以内
カート部会：11名以内
eスポーツ部会：

第4条 構成

1. 専門部会の委員の定員は、下記の通りとし、それぞれの専門部会に部会長および2名以内の副部会長を置く。

登録部会：9名以内
安全部会：7名以内
メディカル部会：7名以内
技術部会：9名以内
マニュファクチャラーズ部会：11名以内
レース部会：11名以内
ラリー部会：9名以内
スピード競技ターマック部会：9名以内
スピード競技ダート部会：9名以内
電気・ソーラーカー部会：9名以内
カート部会：11名以内
デジタルモータースポーツ部会：

7名以内 2. ~ 7. (略)	7名以内 2. ~ 7. (略)
第5条~第8条 (略)	第5条~第8条 (略)
第9条 施行、改定等 1. 本規定は、 <u>2022</u> 年1月1日より施行する。 2. ~ 3. (略) 以下 (略)	第9条 施行、改定等 1. 本規定は、 <u>2021</u> 年1月1日より施行する。 2. ~ 3. (略) 以下 (略)